

お知らせ

## 65歳以上の方のふれあい入浴補助券

保健課介護・高齢者支援係 ☎ 75-4960



高齢者の外出の機会を増やし、社会参加の推進と健康づくりを図り、併せて温泉施設の活性化による地域振興を目的とした制度です。市内温泉施設の入浴料金を、一回の利用につき300円補助します。来年3月末まで最大24回利用できます。

### 【利用できる温泉施設】

▶（筑後川温泉）清乃屋、桑之屋、つるき荘、花景色、ふくせんか

▶（吉井温泉）鶴は千年、ニュー筑水荘

※利用時間については、各温泉施設へご確認ください。

**対象** 市内在住の65歳以上の方（介護保険サービスを受給していない方）

※4月以降に65歳を迎えられる方は誕生日以降に申請してください。

**申込** 4月3日（月）～

保健課介護・高齢者支援係、または浮羽市民課で申請し、入浴補助券を受け取ります。

※交付手続きにお時間をいただく場合があります。あらかじめご了承ください。

※お一人さま、1年度に1冊限りの交付となります。

### 【申請時に必要なもの】

・本人申請：本人確認書類（運転免許証、保険証、マイナンバーカード等）

・代理申請：次の①または②のいずれかをお持ちください。

①利用者本人からの委任状（委任者の住所、氏名、印鑑及び代理者の住所、氏名が明記されたもの。書式は問いません。）

②利用者本人の確認書類（写し可）

お知らせ

## 介護用品（紙おむつ等）支給事業

保健課介護・高齢者支援係 ☎ 75-4960



在宅で介護をしている家族やひとり暮らしの高齢者を支えるために、紙おむつ等支給事業を行っています。令和4年度に利用されている方も、令和5年度分は新たに申請が必要です。受付は保健課介護・高齢者支援係またはうきは市民センター浮羽市民課窓口にて随時行っています。なお、支給開始は、申請された月の翌月からとなります。

**対象** 市町村民税非課税で、要介護認定者（要介護1～5）の認定を所持しており、在宅において家族による介護を受ける者または独居高齢者。

\*要支援1・2の方は対象となりません。



\*施設（グループホーム、ケアハウス、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅を含む）入所者および短期宿泊（ショートステイ）を1ヶ月に20日以上利用されている方は対象となりません。

### 助成額

▶要介護1～3で、要介護認定調査時の「排尿」「排便」の項目が「介助なし」の者 月1,000円

▶要介護1～3で、要介護認定調査時の「排尿」または「排便」の項目が「見守り」または「介助」の者 月3,000円

▶要介護4または5・・・月5,000円

※介護度については、4月1日時点で判断します。年度途中の見直しは行いません。

※市町村民税の課税状況については、8月1日時点で見直しを行います。